

金融審議会 事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ

---

## 金融機関から見た事業成長担保権

2022.11.11

みずほ銀行

(2022年度 全国銀行協会 業務委員長行)

# 1. はじめに

## 担保法制の見直しに向けた議論等の進展

### ➤ 足もと、「担保法制の見直し」に関する活発な議論等が展開

#### (1) 金融庁「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」

- 「事業成長担保権(仮称)」に関する「論点整理」を公表  
(2020年12月公表、2021年11月改訂)

#### (2) 法務省担保法制部会(2021年4月～)

- 「担保法制の見直し」に向けた審議開始
- 論点の1つとして、「事業全体」に対する担保制度の創設が審議

#### (3) 商事法務研究会「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」

(2022年7月～、金融庁委託研究)

- 米国、英国における「全資産担保」制度・実務等を比較研究し、我が国における融資・事業再生実務への活用等を検討

□ これらの議論は、企業の保有資産ではなく、「事業」に着目した融資の促進に向けた取組み

□ これまでの融資実務における担保の概念・位置づけとは異なる新たな担保概念の導入であり、融資実務における資金提供手段の新たな選択肢となり得るものと期待

## 2. 「事業成長担保権」の利用対象・利用局面

- 「事業成長担保権」は、スタートアップ、プロジェクト・ファイナンス、事業の移転を伴うアレンジメント(M&A、事業承継、事業再生)等での活用を期待

	スタートアップ	プロジェクト・ファイナンス	LBO・事業承継・事業再生
利用対象	換価価値ある資産に乏しい企業	事業主体となるプロジェクト・カンパニー(SPV等)	事業の移転を受ける企業
利用局面	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 一定のビジネスモデルが確立しつつある状況(ミドルステージ)における運転資金、成長資金の提供</li> <li>□ 基本的には、VC等からの出資が既になされているか、これと同時に導入するイメージ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保有資産の換価価値にかかわらず、契約関係に基づいた事業活動によって、安定的なキャッシュフローが見込めるプロジェクトへの資金提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ デット・リストラクチャリングが発生する局面における、事業性・キャッシュフローに着目した資金提供</li> <li>□ シンジケートローンなど、契約で規律された複数レンダーでの利用可能性も</li> </ul>

- 融資における着眼・ポイント(特にスタートアップを中心に)

- 取引金融機関を絞りこみ、対話の促進により事業への関心・理解を深め、事業価値の向上を図るツール
- 永続的に利用される制度ではなく、企業の成長ステージに応じて活用される担保権

### 3. 「事業成長担保権」の利活用に向けた制度設計の在り方

#### 対象債務

融資だけでなく債務保証(支払承諾)、為替予約、デリバティブなど、取引先の事業遂行に必要となる与信取引全般(銀行取引約定書の対象債務全般を対象とするイメージ)

#### 基本設計への視点

##### 取引継続中の段階

#### ◇ 利害関係者にとって予測可能性のある設計を

- 事業成長担保権者以外の金融機関にとって、融資先に事業担保権が設定される可能性が融資スタンスに影響を与える可能性
- 事業成長担保権の設定後も、設定者の取引先等が安心して取引を継続できる必要性
- 事業担保権者にとっても、制度運用上、将来発生し得るリスクへの対処を的確に見通すことができる必要性

明快な規律・予測可能性のある制度であることが、積極的な利用につながるものと期待

##### 実行段階

#### ◇ 迅速・柔軟な承継が可能なアレンジメントを

- 管財人による法的実行は最後の手段、現実的には経営者と対話を重ねた上で事業の譲渡がなされるものと想定
- 設定者との合意を前提に、柔軟かつスピーディな事業の移転、許認可の承継等を実現できれば、制度の利便性の向上に資するものと期待
- 特にスタートアップ企業においては、承継において本来無価値となるストックオプションの取扱いも、承継される事業価値に影響を与える可能性

## 4. 最後に

- 事業成長担保権は、「個別財産の優先的な換価価値」の把握を第一とする従来型の担保権とは法的性質の異なる、“新たな類型”の担保権であり、融資手法の新たな選択肢になるものとして期待
  - また、既存制度との選択だけでなく、併用によってさらに活用が促進される可能性も
- 制度の活用には事業担保制度の導入のみではなく、適切な支援を実現できる環境・体制の整備、コミュニケーションに対する意識の醸成、正しい知識の普及等を進めてゆく必要
  - 事業経営者との丁寧なコミュニケーションを通じた伴走型支援の実現
    - 事業に対する深い理解に基づく、事業価値の維持・向上に向けたコンサルティング機能の発揮
    - 事業の変調を適切に把握する力と、解決に向けた提案力への期待
    - 事業者による綿密な事業計画の策定、事業担保権者への適切な情報提供と継続的な対話
  - 事業者の課題・事業特性に即した適切なモニタリングを可能とする融資コバナンツの検討・活用
  - 事業担保の評価方法の検討・標準化
    - 換価価値を基礎に据えた既存の担保制度の評価概念との違い・整合性に留意する必要性
  - 取引先等に事業担保制度が正しく理解され、正常な商取引が継続される必要性